



相澤 巧 議員
aizawa takumi

問 入学前に就学援助を支給できないか

答 平成30年度以降の入学者を対象に検討します — 教育長

**就学援助の支給は
早くするべき**

小学校、中学校の就学援助（※1）については、義務教育は無償とした憲法第26条などの関係法令に基づき、児童生徒が安心して勉学に励めるように、学用品や修学旅行費などを補助するということで、大変有意義な制度だと考えています。

当町でも小学校、中学校で実施され、入学後に申請し、実際に受け取るのは、5月頃となっています。しかし、本当に補助が必要な時期は入学前ではないでしょうか。予算が確定する前ですので支給が難しい面もあると思いますが、先進地の例などを参考に入学前支給ができるようにしていただきたいと考

います。教育長の見解を伺います。

野村教育長 平成28年度の小学校、中学校における就学援助費の給付の現状は、要保護、準要保護として認定した児童生徒の人数が21名で、そのうち小学1年生が2名、中学1年生が3名で合わせて5名となっています。

また、就学援助費の申請手続きについては、毎年2月下旬から3月にかけて受付を行い、審査により対象者を認定し、5月中旬から支給を開始しています。

入学前支給については、保護者の負担軽減を図る観点から、一定の理解はできるため、平成30年度以降の入学者を対象に検討していきます。



小学校入学式時の交通安全指導

（※1）就学援助制度…学校教育法第19条において「経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対しては、市町村は、必要な援助を与えるなければならない。」とされています。

補助対象品目は

学用品費、体育実技用具費、新入学児童生徒学用品費等、通学用品費、通学費、修学旅行費、校外活動費、医療費、学校給食費、クラブ活動費、生徒会費、PTA会費